

特定非営利活動法人日本ウェルビーイング推進協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本ウェルビーイング推進協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区弦巻2丁目29番13号 F L A T弦巻202に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、陰陽五行ライフカラーカウンセラーの知見を活用し、日常生活におけるセルフケア、ストレスマネジメント、生活習慣の見直し等を支援する健康カウンセリングを提供するとともに、同カウンセラーの育成・研修を行い、地域における健康づくりの担い手を増やすことで、住民の健康増進と生活の質の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 健康カウンセリング事業（生活習慣、セルフケア、ストレスマネジメント等の支援）
- (2) 陰陽五行およびライフカラーに関する普及啓発事業（講座・セミナー・体験会の開催）
- (3) カウンセラーの育成事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものと同みなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 人会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合 併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
理事長 吉武宣孝
副理事長 光永七恵
理 事 田島明子
監 事 花澤治男
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員（個人・団体） 0 円 賛助会員（個人・団体） 0 円
 - (2) 年会費 正会員（個人・団体） 0 円 賛助会員（個人・団体） 0 円

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人日本ウェルビーイング推進協会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ) 氏名		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
1	理事	ヨシタケノブ カ 吉武宣孝		無	理事長
2	理事	ミツナガナ エ 光永七恵		無	副理事長
3	理事	タジマアキ コ 田島明子		無	理事
4	監事	ハナザワハ ルオ 花澤治男		無	監事
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人日本ウェルビーイング推進協会

1 事業実施の方針

設立初年度は、法人成立後すみやかに、世田谷区内の公共施設とオンラインを拠点として3事業を立ち上げる。成立の日の属する月の翌月から、健康カウンセリングを毎月第1土曜日に計3回、普及啓発講座をオンラインで毎月第3土曜日に計3回、カウンセラー育成講座を毎月第2土曜日に全3回（年1期）実施する。受益者は延べ38名を見込む。参加費は健康カウンセリング及び普及啓発講座を1回2,000円、育成講座を1期5,000円とし、事業収益100,000円を見込む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【15】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
健康カウンセリング事業（生活習慣、セルフケア、ストレスマネジメント等の支援）	陰陽五行ライフカラーの知見に基づく個別健康カウンセリングの実施（生活習慣・セルフケア・ストレスマネジメントについて個別に相談・アドバイスを行う。医療行為ではなく、日常生活における生活支援型のカウンセリングとして実施する）	成立の日の属する月の翌月から、毎月第1土曜日 10:00～12:00	世田谷区内公民館	1	健康に関心ある市民	15名（1回5名×計3回）	5
陰陽五行およびライフに関する啓発講座・体験会の開催	陰陽五行・ライフカラーに関する講座・セミナー・体験会の開催（グループ形式で、自分の特性や強みを知りたい方を対象に普及啓発活動を実施する）	成立の日の属する月の翌月から、毎月第3土曜日 10:00～12:00	オンライン	1	健康やセルフケアに関心ある市民	15名（1回5名×計3回）	5
カウンセラーの育成事業	食養生や気功体操を含めた総合的なカウンセラーの育成・研修を行い、地域住民へ健康アドバイスができるカウンセラーを育成する	成立の日の属する月の翌月から、毎月第2土曜日 10:00～12:00（年1期・全3回）	世田谷区内公民館	1	健康に関心ある市民	8名（通し受講・全3回）	5

令和9年度 事業計画書

特定非営利活動法人日本ウェルビーイング推進協会

1 事業実施の方針

2年目は、事業年度を通じて実施できるため、初年度の受講者を基盤に各事業の実施回数を増やす。健康カウンセリングと普及啓発講座をそれぞれ年10回、カウンセラー育成講座を年2期（各全6回）実施し、受益者延べ140名を見込む。参加費は前年度と同額とし、事業収益400,000円を見込む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【170】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
健康カウンセリング事業（生活習慣、セルフケア、ストレスマネジメント等の支援）	陰陽五行ライフカラーの知見に基づく個別健康カウンセリングの実施（生活習慣・セルフケア・ストレスマネジメントについて個別に相談・アドバイスをを行う。医療行為ではなく、日常生活における生活支援型のカウンセリングとして実施する）	原則毎月第1土曜日 10:00～12:00（年10回）	世田谷区内公民館	1	健康に関心ある市民	50名（1回5名×年10回）	40
陰陽五行および啓発セミナー・体験会の開催	陰陽五行・ライフカラーに関する講座・セミナー・体験会の開催（グループ形式で、自分の特性や強みを知りたい方を対象に普及啓発活動を実施する）	原則毎月第3土曜日 10:00～12:00（年10回）	オンライン	1	健康やセルフケアに関心ある市民	50名（1回5名×年10回）	70
カウンセラーの育成事業	食養生や気功体操を含めた総合的なカウンセラーの育成・研修を行い、地域住民へ健康アドバイスができるカウンセラーを育成する	毎月第2土曜日 10:00～12:00（年2期・各全6回）	世田谷区内公民館	1	健康に関心ある市民	40名（通し受講・1期20名×年2期）	60

令和8年度 特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人日本ウェルビーイング推進協会

(単位:円)

科目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		100,000
健康カウンセリング事業収益	30,000	
陰陽五行およびライフカラーに関する普及啓発事業収益	30,000	
カウンセラーの育成事業収益	40,000	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
雑収益	0	
経 常 収 益 計		100,000
【B】 経 常 費 用		
1 事業費		
(1)人件費		0
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2)その他経費		15,000
会議費	8,000	
旅費交通費	4,000	
印刷製本費	3,000	
事業費計		15,000
2 管理費		
(1)人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
福利厚生費	0	
(2)その他経費		5,000
消耗品費	3,000	
通信運搬費	1,000	
旅費交通費	1,000	
管理費計		5,000

経常費用計		20,000
当期経常増減額【A】-【B】…①		80,000
【C】経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】-【D】…②		0
税引前当期正味財産増減額①+②…③		80,000
法人税、住民税及び事業税…④	70,000	
設立時正味財産額…⑤	0	
次期繰越正味財産額③-④+⑤		10,000

令和9年度 特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人日本ウェルビーイング推進協会

(単位:円)

科目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		400,000
健康カウンセリング事業収益	100,000	
陰陽五行およびライフカラーに関する普及啓発事業収益	100,000	
カウンセラーの育成事業収益	200,000	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
雑収益	0	
経 常 収 益 計		400,000
【B】 経 常 費 用		
1 事業費		
(1)人件費		0
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2)その他経費		170,000
会議費	80,000	
旅費交通費	40,000	
印刷製本費	50,000	
事業費計		170,000
2 管理費		
(1)人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
福利厚生費	0	
(2)その他経費		80,000
消耗品費	40,000	
通信運搬費	20,000	
旅費交通費	20,000	
管理費計		80,000

経常費用計		250,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		150,000
【C】経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③		150,000
法人税、住民税及び事業税・・・④	70,000	
前期繰越正味財産額・・・⑤	10,000	
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		90,000

特定非営利活動法人日本ウェルビーイング推進協会 設立趣旨書

【設立の背景と必要性】

今、心と体が健康で幸せな状態（ウェルビーイング）への関心が高まっています。しかし、ストレスの多い現代社会では、日々の疲れや不安を抱えている人がたくさんいます。

病気になって病院に行く前の「ちょっと調子が悪い」という段階で、気軽に相談できたり、自分で心身を整える方法（セルフケア）を学べたりする場所が、地域にはまだ足りていません。誰もが毎日を元気に過ごすためには、もっと身近で、気軽に参加できる健康サポートの仕組みが今すぐ必要です。

【当法人の独自の強みと提供する価値】

この課題に応えるため、当法人は「陰陽五行」と「ライフカラー」を統合した独自の健康支援メソッドを展開します。陰陽五行は食養生・気功体操・季節に応じた生活習慣など、東洋医学の知見を日常のセルフケアに応用する思想体系です。ライフカラーは、人それぞれの気質・行動特性・ストレス傾向を色彩で診断し、個人の強みを活かす手法です。両者を組み合わせることで、「その人の体質・気質に合った食事・呼吸法・セルフケア」をオーダーメイドで提案できます。

陰陽五行のみを扱う研究・普及団体や、カラー心理のみを扱う民間サービスはそれぞれ存在しますが、両者を統合した個別カウンセリングと、その手法を地域に広めるカウンセラー育成を一体的に担う非営利組織は存在しません。当法人は、この空白を埋める唯一の担い手として活動します。また、世田谷区内の公共施設を継続的に利用し、行政・医療機関との公的連携を行い、東京都や区の健康福祉関連助成金に申請するためには、任意団体では対応できず、NPO法人格の取得が不可欠です。

【具体的な活動内容】

当法人は、地域の皆さまのウェルビーイングを高めるため、以下の3つの事業を行います。

健康カウンセリング事業

毎日の生活習慣の見直し、自分でできる心身のケア（セルフケア）、そして上手なストレスとの付き合い方（ストレスマネジメント）などを、一人ひとりに寄り添ってサポートするカウンセリングを行います。なお、本活動は医療行為ではなく、日常生活における生活支援型カウンセリングとして実施するものです。

陰陽五行は、WHO ICD-11（国際疾病分類第11版）に東洋医学の実践として収載されており、食養生・気功体操・季節に応じた生活習慣などをセルフケアに応用するものです。

陰陽五行およびライフカラーに関する普及啓発事業

陰陽五行・ライフカラーに関する講座・セミナー・体験会を地域で開催します。グループ形式で行い、参加者が自分の特性・強みを知り、健康的な生活習慣の定着を図る普及啓発活動を実施します。

カウンセラーの育成事業

陰陽五行ライフカラーカウンセラー養成講座を開催し、食養生・気功体操・カウンセリング技法を体系的に指導します。修了者が地域において健康アドバイスを実践できる人材を育成し、住民同士が支え合う地域の健康づくりに貢献します。

【設立の決意】

私たちは、これらの活動を通じて、日本全国の地域みなさんが自分らしく生き生きと暮らせる社会をつくれます。

NPO法人格を取得することで、公共施設・公民館の継続的な利用申請（任意団体では長期・定期的な予約が困難）、行政との協働事業への参加、助成金・補助金の申請が可能となります。特に東京都・世田谷区の健

康福祉関連助成金の申請要件として法人格が必須であり、活動の継続性と社会的信頼性を確保するためにNPO法人格の取得が不可欠です。また、法人として透明性の高い会計・運営を行うことで、参加者・寄附者・行政から広く信頼を得て、地域における健康づくりの担い手としての役割を果たしてまいります。この活動を、一部の人や企業の利益のためではなく、広く社会全体のために安定して続けていくためには、誰からも信頼される公的な組織であることが不可欠です。そのため、私たちはここに「特定非営利活動法人日本ウェルビーイング推進協会」を設立いたします。

令和8年7月25日

設立代表者

氏名

吉武宣孝